

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和7年8月29日

四国運輸局長 田村 顕洋

記

別添のとおりとする。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和6年度末 車両数(両)	令和6年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
香川県	高松	508	452	782	35.0
	中讃	195	173	323	39.6
徳島県	徳島	400	355	574	30.3
愛媛県	松山	686	610	887	22.7
	東予	131	116	218	39.9
	今治	149	133	207	28.0
高知県	高知	466	414	624	25.3

※上記「令和6年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量 (最小二乗法により算定)*1	輸送需要量の算定				
			総実車キロ				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
香川県	高松	8,229,227	5,649,285	5,666,403	6,968,348	7,290,899	7,520,578
	中讃	3,238,828	2,665,226	2,599,187	3,077,447	3,020,341	3,048,971
徳島県	徳島	6,287,334	5,116,717	4,655,411	5,803,929	6,153,382	5,702,606
愛媛県	松山	12,668,586	9,719,809	9,696,948	11,687,016	11,840,828	11,585,484
	東予	2,614,353	2,261,797	2,267,021	2,477,623	2,555,389	2,465,694
	今治	2,073,197	1,811,621	1,708,659	1,914,541	2,051,290	1,950,197
高知県	高知	9,390,542	6,787,729	6,870,924	8,083,119	8,896,249	8,409,972

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定				
		平均総走行キロ *2	平成13年度 実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
					上限値*3	下限値*3
香川県	高松	15,558,017	0.45	127,602	0.80	0.90
	中讃	6,700,391	0.46	54,455	0.80	0.90
徳島県	徳島	12,580,116	0.47	108,869	0.80	0.90
愛媛県	松山	26,595,595	0.44	184,223	0.80	0.90
	東予	5,636,369	0.48	39,453	0.80	0.90
	今治	4,688,859	0.46	45,608	0.80	0.90
高知県	高知	20,406,664	0.40	119,170	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「輸送需要量」は、過去5年間(令和2年度から令和6年度)における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和2年度から令和6年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は80%、「下限」は90%